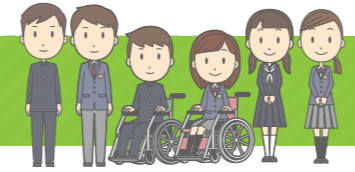
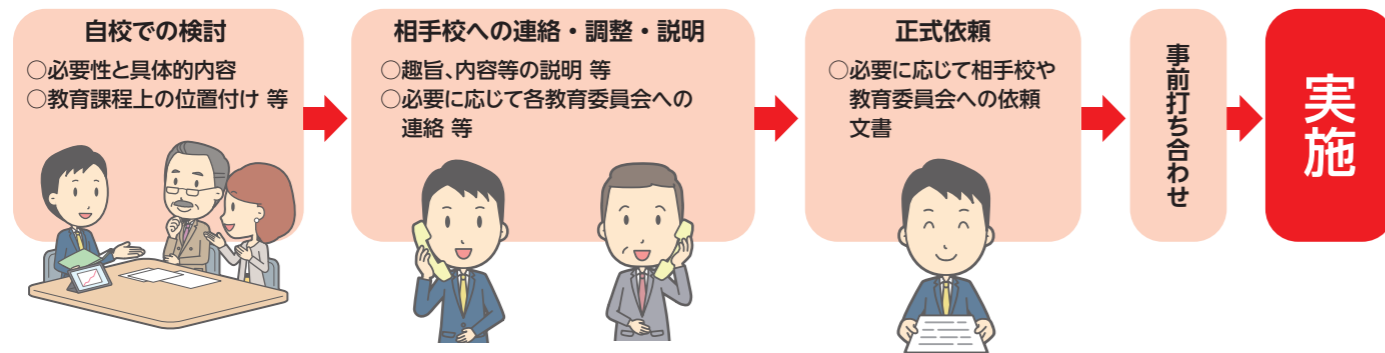


「交流及び共同学習」を始める手続き(例)

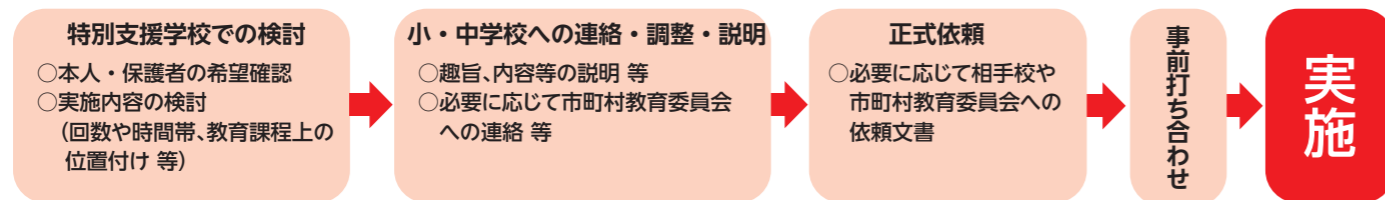


すでに「交流及び共同学習」を実施している場合は、例えば、学校間のやり取りが「連絡協議会」のような形で確立している等、関係者間の共通理解が図られていることもあると思われます。ここでは、初めて外部の学校等と「交流及び共同学習」を行う場合を想定した基本的な手続き(例)について紹介します。

(1) 学校間における「交流及び共同学習」



(2) 居住地校における「交流及び共同学習」



- **地域交流** (障がいのある子どもと地域の方々との交流) は、交流を希望する団体等に直接連絡し、必要な手続き等について確認してください。
- 小・中学校の **特別支援学級と通常の学級の交流** は、双方の子どもの実態等を踏まえ、何の教科で、どのような内容で実施するか等、担任間だけでなく、特別支援教育コーディネーター等を含めた校内チームで検討します。実施後もその成果や改善点を共有し、次につなげていくことが大切です。
- 障がいの体験など、障がい者理解のための学習に係る指導者の派遣等については、設置者である自治体の障がい福祉関係部署又は特別支援学校(センター的機能で対応)等にご相談ください。

【H29 山形県特別支援学校 連絡先】 ※ 小・中・高全ての学部設置の場合は記載なし。それ以外は記載あり。

学校名	職員室	学校名	職員室
山形県立山形盲学校	023-672-4116	山形県立村山特別支援学校(本校)	023-688-2995
山形県立山形聾学校	023-688-2316	// (山形校)小	023-625-1006
山形県立酒田特別支援学校(聴)小・中	0234-34-2019	// (天童校)小	023-651-1612
// (知)	0234-34-2026	山形県立楯岡特別支援学校(本校)	0237-55-2994
山形県立米沢養護学校(本校)	0238-38-6101	// (寒河江校)小	0237-83-2955
// (やまなみ分教室)小・中	0238-88-9118	// (大江校)中・高	0237-85-0722
// (長井校)小・中	0238-88-5277	山形県立上山高等養護学校 高	023-672-3936
// (西置賜校)高	0238-84-5520	山形県立鶴岡高等養護学校 高	0235-22-0581
山形県立新庄養護学校	0233-22-3042	山形県立ゆきわり養護学校	023-673-5023
山形県立鶴岡養護学校	0235-24-5995	山形県立山形養護学校	023-684-5722
// (おひさま分教室)小・中	0235-25-2240	山形大学附属特別支援学校	023-631-0918

本リーフレットに関する問い合わせ先

山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 TEL 023(630)2867・3346 FAX 023(630)2774

管理職がリードする 交流及び共同学習の推進

～共生社会に向けた学校発の取組み～



平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、本県でも「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、共生社会の形成に向けた社会全体の機運が高まっています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の方々や学校教育の一環として活動を共にする「交流及び共同学習」も、共生社会の基盤づくりとして、これまで以上に注目されています。また、現行の小・中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領でも、総則等において「交流及び共同学習」を計画的、組織的に行うことが示されており、すべての学校における積極的な取組みが求められています。

そのようなことから、学校のリーダーである管理職の先生方が、「交流及び共同学習」の推進に向け中心となって取組みをけん引していただけるよう、本リーフレットを作成しました。

「共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進(H29 義務教育課特別支援教育室)」とセットにして、各学校の特色を生かした「交流及び共同学習」を進めていくためにご活用ください。

平成29年4月
山形県教育委員会

「交流及び共同学習」で学校が変わる!

学校では様々な子どもたちが学んでいます。障がいの有無にかかわらず、どの子どもも一人一人違います。その多様性を認め、尊重する雰囲気が学校全体に広がれば、偏見や差別によるいじめなどの問題は姿を消し、共に支え合いながら生きる共生的な学校づくりができるのではないのでしょうか。



「交流及び共同学習」は、障がいのある人とない人がふれ合い、共に活動する中で、多様性への気付きや相互理解を深める機会を提供します。

子どもたちは、「交流及び共同学習」を通して、「みんな違って当たり前」「一人一人のよさを認め尊重する」「相手の気持ちを考えてかかわる」など、社会生活に必要なことを体験的に学びます。



将来の共生社会を担う子どもたちの心を育てる「交流及び共同学習」は、これからの学校づくりの大きな柱になります。



ぜひ、管理職の先生方がリーダーシップを発揮して、各校における「交流及び共同学習」の取組みを充実させ、共生社会の形成につながる学校づくりを推進してください。

「交流及び共同学習」の形態



○学校間の「交流及び共同学習」

特別支援学校と近隣の小・中学校等が集団で行う交流です。読み聞かせや音楽など、文化的な交流活動の他に、障がい者スポーツを取り入れるなどの工夫も見られます。

○居住地校における「交流及び共同学習」

特別支援学校小・中学部の希望する児童生徒が、個別に地元の小・中学校に行き行う交流です。特別支援学校の児童生徒にとっては、将来の地域生活の基盤づくりにつながる貴重な機会になります。

○小・中学校内における「交流及び共同学習」

特別支援学級と通常の学級の交流です。特別支援学級の児童生徒が、通常の学級や学年などに入って学習します。

○地域における「交流及び共同学習」

特別支援学校、特別支援学級の児童生徒とその学校のある地域の方々との交流です。

※詳しくは、リーフレット「共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進」(H29 県教育庁義務教育課特別支援教育室)を参照。

近隣に特別支援学校がなく、特別支援学級もない小・中学校等では、直接的な「交流及び共同学習」が難しい場合があるかもしれませんが、その場合でも、障がいを体験する学習機会を設ける等、障がいの理解を推進する取組みを工夫していく必要があります。

「交流及び共同学習」を進めるにあたっての管理職の役割

「交流及び共同学習」を進めるにあたって、管理職の先生方には、中心となって取組みをけん引していただくことになります。学校の状況により実際の役割は様々あると思われませんが、ここでは、特に大切な二つの役割について説明します。

(1) チームで検討する校内体制づくり

○学校全体の共通理解

校内の共通理解が何よりも大切です。「自校の子どもにどのような教育効果を期待するか」「相手にとってどのようなメリットがあるか」等について十分に話し合い、共通理解する場を設定しましょう。

○明確なねらいと確実な評価

交流のねらいや方法等は、特別支援教育コーディネーター等を含むチームで具体的に検討できるようリードしてください。ねらいを明確にすることで確実な評価につなげ、よりよい実践を積み重ねてほしいと思います。

○無理のない実効性のある計画

交流の時期や回数は、教育活動全体とのバランスを考えて、無理なく効果が期待できるよう計画することが大切です。特に、居住地校交流については、本人・保護者の希望、本人の障がいの状況、相手校の状況等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。



(2) 相手校等との綿密な連携

○充実した交流のための共通理解

相手校との綿密な連携は充実した交流につながる鍵になります。事前の打ち合わせでは、活動のねらいや内容だけでなく、支援の方法についても共通理解することが大切です。例えば、教師が前面に出るのではなく、子どもの主体的なかかわりを大事にすることや、障がいのない子どもが一方的にお世話するのではなく、障がいのある子どものできることを大事にしたかかわりができるよう、「合理的配慮 ※」について情報を共有することなどがあげられます。

○居住地校交流における連携

居住地校交流では、特別支援学校の教員の同行が基本ですが、それが難しい場合は、子どもの評価のため、受け入れ先の小・中学校と学習の様子等についての情報交換が不可欠になります。また、受け入れる側の小・中学校においては、居住地校交流の意義や自校の子どもへの教育的効果等を踏まえ、可能な限り受け入れる方向で検討をお願いします。

※リーフレット「学校における「合理的配慮」～共生社会の形成に向けて～」(H28 山形県教育委員会)を参照。

